

的外

みのる法律事務所便り
第351号
令和元年7月



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL : 0191-23-8960
FAX : 0191-23-8950



いなべん だべんく 田舎弁護士の駈弁句 ④9

あなたなら どう裁くかと 問ういなべん

世間知らずの 判決恨み

令和元年7月15日

青空浮世乃捨

いなべん だべんく 田舎弁護士の駈弁句 ⑤0

ミソクソの 区別つかない 判決に

ほ ともげえ
吠えるいなべん 共吠嬉し

令和元年7月15日

青空浮世乃捨

私は、平成15(2003)年7月31日に、『あなたならどう裁く——農協裁判編』を発売しました。今から16年前になります。

その本で述べたことは、裁判官は、世間を知らなすぎると言うことでした。世間の皆様なら常識がありますから、裁判所の判決とは異なる結論を出す筈だという確信があったから、『あなたならどう裁く』と、大衆に問い掛けたのでした。

裁判官は、世間を知らなすぎると、私が腹を立てたのは、農協が農家に売り掛けた代金は、商売上の債権だから、商法が適用され、5年の消滅時効が適用されると主張したのに対し、裁判所は「農協は、農協は営利を目的として事業を行ってはならないと規定しているから、農協は営利を目的とする事業を行っていない」という判決を出したのです。おかしな判決です。

「行ってはならない」と「行ってはいけない」とは全く違う問題です。次元の違う話です。私は、農協が商売をしてはならないなどと言ってはいません。農協が物を売っているのは、商売を行っているのだ、と言っているのです。それを裁判所は、法律が「行ってはならない」と規定しているから、「行ってはいけない」などと、小学生でも区別できるようなことも区別できなかったのです。裁判所は、ミソとクソの区別ができなかったのです。のみならず、世の中の出来事を知らないのです。理屈だけで現実を見ていないのです。

農協は、農家に家畜の餌や肥料を販売し、販売業もし、金を貸し、金融業もし、共済という保険業務もしています。ガソリンスタンドも経営していれば、スーパーも経営しています。病院や冠婚葬祭場も経営しています。農協が経営するスーパーではベビー用品も販売しています。農協は、墓石まで販売しています。まさしく、「ゆりかごから墓場まで」で、人生の全ての場面で、農協は商売しています。

こんなことは、誰だって知っています。知らないのは、こんな判決を出す裁判官だけです。これでは、裁判官は世間を知らない、と言われても仕方ないの

です。

農協に多額の借金を負い、自殺する人が続出したあの当時、全国の苦しい立場に追い込まれている農家の皆様は、農協と農家の取引の問題を3冊の本にして出版したいなべんを最後の頼り場所と藁にもすがる思いで来所しました。私は、「既に農家の債務は5年の消滅時効で消滅している」、として農家を救おうとしましたが、裁判所は、「農協は商売はしてはならないと法律が決めているから、商売はしていない」と、訳のわからない理屈で、商事時効とならず、民事時効だとして、まだ10年にはなっていないから、時効にはなっていない、と農家を見殺しにしたのです。

農家も私も、世間知らずの裁判所を恨みました。^{いきどお} 憤りました。その憤りをぶつけるために、世間にこのような理不尽な民事裁判の実態を知らせたいために、『あなたならどう裁く』を発刊したのです。田舎弁護士の駄弁句^④は、そのような当時の状況を思い出し詠んだものです。

先日、大変嬉しいことがありました。広島修道大学の法学部教授・鈴木正彦先生が、『〈判例研究〉信用協同組合の商人性が問われた事例』という論文の中で、『あなたならどう裁く 農協裁判編』を取り上げて下さっていることを知らせてくれた方もいました。

鈴木教授は、その論文の中で、「千田實『あなたならどう裁く——農協裁判編』本の森（2003年）、48頁参照。弁護士である本書の著者は、農業協同組合の事業の営利性を否定する最高裁判決を鋭く否定している（同書53頁以下）。実務の感覚を教えられた」と紹介してくれたのです。いなべんの遠吠えに、共吠えして下さったのです。望外の光栄であり、もの凄く嬉しくなり、田舎弁護士の駄弁句^⑤となりました。^{ちな} 因みに、鈴木正彦教授は、一関市で税理士事務所を開業している、いなべんの盟友・元平泉町長、税理士鈴木和博先生の弟さんです。

田舎の土地・建物は、 お荷物となることがあります。

最近、相続に関する依頼事件が多くなっています。その中で、特に印象的なことは、相続人の多くの人が、田舎の土地・建物の取得を希望しないと言うことです。現金は欲しいが、土地・建物はいらぬというのです。特に、田舎の土地・建物の取得を希望する人は、殆どいません。売却できる土地・建物なら、取得を希望する人もいますが、そのような人も、その土地・建物が欲しいと言うより、売却代金が欲しい、と言うことです。土地・建物そのものが欲しいのではないのです。

売却できない田舎の土地・建物は、マイナス財産と考えている人が多いのです。その考え方は、必ずしも間違っているとは言えません。売れない土地・建物を取得しますと売却して現金化することはできません。誰かに貸して賃料を取ろうとしても、借りる人はいません。田や畑として、耕作しようとしても、採算が取れません。それ以前に、田や畑を耕作する人手がありません。土地・建物は、お荷物（やっかい者）なのです。

土地・建物を持つと、固定資産税を払わなければなりません。一銭の金も生まない土地・建物なのに、固定資産税だけは取られます。農地も耕作をしないで放置していると、草がボウボウとなり、隣地に迷惑をかけることになりますから、耕作していなくても、草刈りなどの手間がかかります。建物は、地震などがくれば、修理費がかかります。地震などなくても、時間が経てば老朽化し、修理費がかかるだけでなく、いずれ撤去が必要となります。撤去となれば、新しい家を建てるのとあまり変わらないほどの撤去費用がかかります。

売れない土地・建物は、お荷物です。人口減少で住む家を求める人も、田舎では減る一方です。空き家が増える一方です。相続人の誰もが、このような土地・建物の取得を希望しないのは当たり前です。田舎の土地・建物は、マイナス財産としてカウントしなければならない時代となっています。

このような傾向は、当地だけではなく、全国的です。数年前までは、相続人が取得しないで放置されている土地は、全国で九州全土に匹敵する位となったと報道されていましたが、最近は、北海道全土に匹敵する程までに広がったと言われています。

みのる法律事務所に相談に来るクライアントの中にも、最近特に目立つのが、このマイナス財産と言える土地・建物の処理をどうするかという問題です。相続事件では勿論ですが、債務整理事件でも、このような土地・建物の存在は、お荷物となるのです。

最近、みのる法律事務所が取り扱っている事件で、そのような場合に、弁護士として、苦慮している事例を紹介します。

一つは、これまで述べた通り、相続事件です。現金数千万円が遺産として残っていました。その現金については、どの相続人も取得を希望しましたが、土地・建物は、誰もいらないと行って、引き取ろうとしません。私が、土地・建物の管理・処分費用として、現金の中から、土地・建物を相続する人に他の相続人はその取得金の中から支払をするという案を出して、何とか解決したケースがありました。このようなケースは、数件あり、いまでもその問題で悩んでいる事件が数件あります。これからは、このような処理の仕方が普通となるのではないかと思います。

二つは、債務整理事件です。債務整理を頼まれ、自己破産手続を取るべきケースと判断したのですが、田舎に土地・建物を所有しているときは、簡単には済みません。この土地・建物があるだけに、簡単に免責決定とはならないです。破産決定は出るが、管財事件となり、予納金を納めたり、土地・建物売却などの管財手続のため長い時間がかかることになり、自己破産手続を取り難いケースが何件もありましたし、いまでも悩ましい事件が数件あります。債務整理をしたいと思っても、売れない土地・建物はお荷物になっているのです。

もうご存知の方が多いと思いますが、このように、田舎の土地・建物の存在は、法律事務所における事件処理の中でも、お荷物となっている現状を知ってほしく、情報を提供させて戴きます。

裁判手続では、 現実と乖離した解決となることがあります。

裁判所を利用して相続事件を解決すると、現実と乖離した解決となることがあるという一例を、「田舎の土地・建物はお荷物」という前話に絡ませて、話してみます。

裁判所では、田舎の土地・建物であっても、遺産として残っていれば、プラス財産としてカウントします。一般的には、市の固定資産評価額は、プラス財産として、遺産分割案を考えます。つまり、土地・建物を取得した人は、それだけプラス遺産をもらったという取り扱いをします。ですが、前話で述べた通り、田舎の土地・建物は、実際は、お荷物なのです。もらってもいないのです。マイナス財産として計算しなければ、ならないのです。それが最近の田舎の現状です。

最近、そのような認識を持つ裁判官も出てきましたが、多くの裁判官や調停委員の先生方は、土地・建物を借金と同じように被相続人が残したマイナス財産と考えることには、抵抗があるようです。私のように、土地・建物を取得する相続人には、無償で、土地・建物を取得させるだけではなく、その管理・処分費用を払うという考え方までは、踏み切れない人もいます。

そのような方が解決案を考えると、現実と乖離した結論となってしまうことが出てきます。そもそも、親が残した遺産の分け方を、家族の事情や地方の現実をよく知らない裁判所で決めてもらうということは、妻や子のためと思い、汗水垂らして残した財産の分け方としては、如何なものでしょうか。そこまで行く前に、相続人間で話し合い、家族全員の事情なども考慮に入れ、理屈を最優先させる裁判所の解決に委ねる前に、現実に対応し、互いに我慢のできる解決をすべきではないでしょうか。

私は、これまで相続問題を裁判所まで持ち込まないために、現実在即した内容で早期解決をしなければならぬと考え、「生前協議書方式」と「四十九日方式」という方法を提唱してきました。忘れている方も、知らない方もおられるでしょうから、もう一度説明してみます。参考にして下さい。

「生前協議書方式」というのは、被相続人が生きているときに、被相続人と相続人とが一堂に会し、被相続人が亡くなったら、その遺産は、どのように分けるか、誰が実家を継ぐか、農地は誰が耕作するか、葬儀費用や家の管理等の負担は、誰がどのように分担するか、墓の管理はどうするか等を決めておくという方法です。

「四十九日方式」というのは、もし、「生前協議書」を作っていなかった場合は、四十九日の法事までに、相続人間で遺産分割協議書を作ってしまうと言う方法です。遺産分割を先延ばしにしていると、相続人の連れ添いなどの相続人以外の人が干渉したりするケースが出てきます。こうなると、親・兄弟の気持ちだけでは決められず、ややこしくなります。その前に、遅くも、四十九日の法事までに、どんなに遅くなっても百か日の法事までには、遺産分割協議書を作ってしまうという方法です。

裁判手続を取ったら、解決が現実から乖離したものとなりかねないばかりでなく、解決まで数年かかることも珍しくはありません。

のみならず、裁判手続までいってしまうと、親子・兄弟間に亀裂が入り、修復できない溝ができかねません。正に、骨肉相食む争いとなり、祝儀にも、不祝儀にも互いに呼ばない、出ないという仲となりかねません。誰よりも大事な人を失うことになりかねません。これは、私の『いなべんの哲学』、「人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです」に反します。この事務所便りをお読み下さっている皆様と、そのまわりの人には、そのような大切な人を憎むようなことは、絶対にさせたくありません。

この事務所便りをお読み下さっている皆様は勿論ですが、身のまわりの方で、相続問題でお悩みの方がおられましたら、ご一報下さい。必ず、お役に立つ話ができる筈です。何と言っても、間もなく田舎弁護士体験50年に及ぶ経験則があります。色々な場面に直面し、それを解決してきました。その経験則こそ、いなべんの取り柄です。問題解決は、法律だけではできないのです。人生経験がいるのです。医師も同じですが、弁護士も経験が大事なのです。

ここまでやれて来たのは、偏に、この事務所便りをお読み下さっている皆様のお陰です。改めて、御礼を申し上げます。恩返しをしたいのです。どうか、そういうチャンスを下さい。一声お掛け下さい。

18才と81才

先日、この事務所便りを読んで下さっている株式会社マツムラ健考館の松村諭先生より、「『18才と81才』は、思わずクスリと笑いたくなります。クスリと笑うことは、いいクスリなのです」というコメント付きで、次の文章が送られてきました。思わずクスリと笑いました。クスリと笑うことは、クスリだそうです。このクスリは、いくらお裾分けしてもなくなりません。この事務所便りをお読み下さっている皆様全員に、お裾分けさせて戴きます。皆様も誰かにお裾分けして下さい。

- 1 「恋に溺れる18才、風呂で溺れる81才」
- 2 「道路を爆走する18才、道路を逆走する81才」
- 3 「心がもろい18才、骨がもろい81才」
- 4 「偏差値が気になる18才、血圧、血糖値が気になる81才」
- 5 「まだ何も知らない18才、もう何も覚えていない81才」
- 6 「東京オリンピックに出たいと思う18才、
東京オリンピックまで生きていたいと思う81才」
- 7 「自分探しをしている18才、みんなが自分を探している81才」

18才のことは、昨日のこのように覚えています。しかし、遙か昔のこととなり、81才はもう目の前に迫っています。笑ってばかりいられませんが、居直って、「もう一度、昔憧れた人を思い出し、頭の中で、恋に溺れてやるぞ」と老体にムチを入れています。憧れた人は、永遠に不滅です。81才となっても、18才のままなのです。

『兄』シリーズ第4話『小利と大信』が 発刊されました。

これで、『兄』シリーズは、第1話『老いの涙』、第2話『双葉より芳し』、第3話『天に眼』、第4話『小利と大信』となりました。思いの外、好評です。

いま、第5話『男泣き』は印刷中です。調子に乗り、第6話『心の懸け橋』を書き始めました。図々しく、購買申込書を同封します。一人でも多くの方にお読み戴ければ幸甚です。どうか、お読みになって、面白いと感じましたら、まわりの人にお勧め下さい。宜しくお願い致します。